

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							【省庁の見解における「対応」欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	第3種旅行者に対する業務範囲の拡大	(24春)257	現在、第3種旅行者では、募集型企画旅行実施の範囲が隣接市町村等内に限定されている。この範囲を認定特区内に広げることにより、より質の高いサービスや商品を提供できるようにする。	現在の業務範囲では県全体の観光資源全てを有効活用できているとは言いがたい。観光資源は特定市町村の隣接区域に限らず、県下全域にあり、国全体で取り組もうとしている広域観光を推進するためには、地域で活躍している第3種旅行者の募集型企画旅行実施範囲の拡大が必要である。	旅行業法施行規則 第1条の2	1回目	国土交通省	観光庁観光産業課	旅行業法施行規則（業務の範囲） 第一条の二 法第四条第一項第四号の国土交通省令で定める業務の範囲（以下「登録業務範囲」という。）の別は、次のとおりとする。 三 第三種旅行業務（法第二条第一項各号に掲げる行為のうち企画旅行（一の企画旅行ごとに一の自らの営業所の存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域、これに隣接する市町村の区域及び観光庁長官の定める区域（次号において「拠点区域」という。）内において実施されるものを除く。）の実施に係るもの以外のもの）	Z	—	—	—	第二種旅行者が特区内において企画旅行をどれだけ実施しているのか実態把握をするよう依頼するとともに、第三種旅行者の業務範囲を拡大した場合の消費者保護をどのように担保するのかについて検討するよう要請した。
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答 【指定自治体の回答における対応欄内容】 a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他		内閣府整理 【整理フラグ欄 内容】 i : 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの ii : 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの iii : 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの iv : 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの v : 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの vi : 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
和歌山県「高野・熊野」文化・地域振興総合特区	第3種旅行者に対する業務範囲の拡大	(24春) 257	d	今後も規制緩和の実現に向けて、県内の第2種、第3種旅行者にヒアリングを実施するとともに、第3種旅行者の業務範囲を拡大した場合の消費者保護をどのように担保するかについても検討する。	指定自治体は特区内における旅行者の実態把握や消費者保護の担保方法について整理をし、その上で、必要に応じ、平成26年春以降、改めて協議することとする。	v